

竹田市議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、又は河川の氾濫等により、甚大な災害が発生したとき。
 - (2) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
 - (3) 火山の噴火により災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
 - (4) 市内に大規模な火災、爆発その他の甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
 - (5) 新型インフルエンザ等の感染症、国内外からの武力攻撃、家畜伝染病等により、甚大な災害が発生した場合及びその他議長が必要と認めるとき。
- 2 議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- 3 議長は、災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び会派の代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等あるときは、議会運営委員長、ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認等を行うこと。
- (2) 災害に関する情報を収集し、竹田市災害対策本部（以下「市対策本部」という）と連携し、情報の共有を図ること。

- (3) 応急対策、復旧等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行うこと。
- (4) 議会機能の維持に関すること。
- (5) その他議長が必要と認める事項。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び災害対策会議との通信手段を確認すること。
- (2) 災害対策会議から情報提供を受け行動をすること。
- (3) 各地域において、自主防災組織などが行う災害時の地域活動の協力・支援を行い、必要に応じて災害対策会議へ報告すること。

(事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び市役所本庁舎（3階・議会関連施設）の被災状況を確認すること。
- (2) 事務局長は、市災害対策本部会議等において得た情報を災害対策会議へ提供すること。
- (3) 事務局職員は、議長の命を受け、災害対策会議の庶務に従事すること。

(市対策本部への要請等)

第7条 市対策本部への要請及び提言等については、災害対策会議を通じて行うものとする。

(災害対策会議の廃止)

第8条 議長は、市対策本部が廃止されたとき又は災害の応急対策が概ね完了したと判断したときは、災害対策会議を廃止する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。